

答 申

1 審査会の結論

諮問第 1 3 9 号案件「請求人に関する指導経過記録票」に係る個人情報等一部開示決定処分（令和 4 年 5 月 1 3 日付第 1 4 0 号）について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和 4 年 5 月 2 4 日付で審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成 4 年 3 月世田谷区条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「私に関する児童相談所の相談記録」の個人情報等開示請求（令和 3 年度受付第 1 4 0 号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和 4 年 5 月 1 3 日付で行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、非開示部分の全ての開示を求めるというものである。

（2）審査請求の理由

請求人が審査請求書によって主張している審査請求の理由は「事実確認をしたいため」である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件処分において非開示とした部分につき、条例第 2 1 条第 3 号又は第 7 号に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

（1）条例第 2 1 条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定している。

一方、条例第 2 1 条第 3 号及び第 7 号において、開示請求に係る保有個人情報に「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合は「開示請求者以外の個人情報等」として、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は「行政運営情報」として、それぞれ当該保有個人情報を非開示とすること

を定めている。

- (2) これを本件処分についてみると、請求人が開示を求める個人情報等（以下「本件審査請求対象文書」という。）の一部には、東京都世田谷児童相談所（以下「児童相談所」という。）の児童福祉司による請求人以外の個人についての記述や面接記録等が記載されている。当該部分は、開示請求の対象者である請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、「開示請求者以外の個人情報等」に該当する。

また、本件審査請求対象文書の一部には、児童福祉司による請求人の評価、印象及び所見等が記載されている。当該部分は、請求人に対する職員の観察内容及び評価がありのままに記載されており、開示することにより、児童相談所の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、「行政運営情報」に該当する。

さらに、本件審査請求対象文書の一部には、実施機関内部又は他の実施機関若しくは外部機関との連絡調整や対応方策等に関する事項及び実施機関内部での協議事項の内容等が記載されており、開示することにより、児童相談所の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、「行政運営情報」に該当する。

よって、本件処分は条例に基づき適切に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「私に関する児童相談所の相談記録 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日」との記載があり、実施機関は、当該期間の請求人の子の指導経過記録表を本件請求の対象文書としている。審査請求書によると、請求人は一部開示決定通知書（令和4年5月13日付）別紙の1「請求者に関する指導経過記録票」のうち（1）「○○のうち、○○年○○月○○日以降の部分」、（2）「○○のうち、○○年○○月○○日までの部分」及び（3）「○○」に関する非開示部分のすべてを開示することを求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、請求人に関する指導経過記録票のうち「○○のうち、○○年○○月○○日以降の部分」、「○○のうち、○○年○○月○○日までの部分」及び「○○」と認められる。

(2) 条例第21条第3号の該当性について

条例第21条第3号は、非開示情報を「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

また、同号ただし書は、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報とし

て、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

これを本件についてみると、本件審査請求対象文書のうち、本件非開示部分の一部には、請求人以外の個人についての記述や面接記録等が記載されており、これは開示請求者以外の個人に関する情報であり、条例第21条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、当該非開示部分は、条例第21条第3号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

（3）条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号は「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

そして、前述の「次に掲げるおそれ」として「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」及び「ニ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

これを本件についてみると、本件審査請求対象文書のうち、本件非開示部分の一部には、実施機関の職員による請求人等の評価、印象及び所見、請求人等に対する職員の観察内容、実施機関内部又は他の実施機関若しくは外部機関その他の関係者との間で行われた連絡調整や対応方策等に関する事項、実施機関内部での協議事項の内容等が記載されている。当該部分を開示することにより、児童相談所の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第21条第7号（行政運営情報）に規定する非開示情報に該当すると認められる。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年12月2日	・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第139号）
令和5年7月19日	（令和5年度第4回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年1月15日	（令和5年度第8回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和6年2月6日	（令和5年度第9回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和6年5月27日	（答申第139号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁

副会長 大林 啓吾

委員 石田 若菜

委員 白石 裕美子

委員 松村 武志